規則.....

人事委員会規則七

八 〇

(期末手当及び勤勉手当)

の一部

同

同

=

る規則.....

人事委員会規則七

五一 (へき地手当等) の一部を改正す

人事委員会

目

次

人事委員会規則七

六七

(管理職手当)の一部を改正する

(職

員

課 :

平成二 号外第三十五号

常

盤

野

小

学

校

三十九年 (金曜日

## 委 員

正する規則.

正する規則......

人事委員会規則七

人事委員会規則七

— — 七

(公害等調査手当) の一部を改

同

·

 $\equiv$ 

同

\_ :

=

を改正する規則...

人事委員会規則七 五一 (へき地手当等) の一部を改正する規則をここに公布する。

青絑県人事委員会委員長 寺 尾

進

別表第一の小学校の表中

(

平成二十九年三月三十一日

人事委員会規則七 五一 (へき地手当等) の一部を改正する規則

人事委員会規則七(五一(へき地手当等)の一部を次のように改正する。

\_ 常 常 別表第一の中学校の表中 車 富 車 牛 常 田 田 盤 盤 盤 附 代 力 萢 澙 代 力 野 野 野 小 小 中 小 小 小 中 中 小 学 学 学 学 学 学 学 学 学 校 校 校 校一つがる市車力町屏風山一の二一四」に改める。 校 校 校 校 校 四弘前市大字常盤野字湯の沢四五の つがる市富萢町泉川二 四弘前市大字常盤野字湯の沢四五の 五八戸市南郷大字島守字赤羽六の二 つがる市車力町屏風山一の二七〇 つがる市牛潟町大田光六六の三〇 五八戸市南郷大字島守字赤羽六の二 を に を に改める。 を

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七 (管理職手当) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

青絲県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 六七 (管理職手当) の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七 (管理職手当) の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中 '地域県民局地域連携部長」を |がん対策推進監 地域県民局地域連

地域県民局地域健康福祉部長

地域県民局地域整備部長 地域県民局地域農林水産部長

ľ

携部長(区分六類のものを除く。)」

西北地域県民局地域健康福祉部保健総室

公布する。

平成二十九年三月三十一日

青絑県人事委員会委員長

寺

尾

進

人事委員会規則七

八〇

(期末手当及び勤勉手当)

の

部を改正する規則をここに

青 森 (2) 長 ಶ್ಠ 県民局地域整備部長 漁港漁場整備事務所長 を 康福祉部保健総室長 域健康福祉部長 域連携部長 民局地域健康福祉部保健総室長 民局県税部長 民局地域連携部管理室長 長 この規則は、 地域農林水産部漁港漁場整備事務所長 (区分五類のものを除く。 ľĆ 地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室長 を 三八地域県民局地域農林水産部長 附 地域県民局地域健康福祉部長 地域県民局地域農林水産部長 地域県民局地域整備部長 (区分六類のものを除く。 ビ '青森空港管理事務所次長」 則 (区分五類のものを除く。 平成 地域県民局地域連携部地域支援室長 地 域県民局地域連携部環境管理事務所長 一十九年四月一日から施行する。 (職務の級行政職給料表七級のものに限る。 (区分五類のものを除く。 ľĆ を 「地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室長」 (区分六類のものを除く。 (区分六類のものを除く。 消防学校副校長 青森空港管理事務所次長 (職務の級行 ビ 政職給 「地域県民局地域農林水産部 を 地域県民局環境管理部 を 料表七 地域県民局県税部 地 西北地域県民局地 西北地域県民局地 域県民局地域健 に改める。 級のものに限 を ľĆ 下北地域 地域県民 地域県 地域県 地域県

> 人事委員会規則七 人事委員会規則七 八 〇 八 〇 (期末手当及び勤勉手当) (期末手当及び勤勉手当) 一員の級三級以上の の 二十) 員にあつては百分の 員のが別に定める職 部を次のように改正する。 の一部を改正する規則

別表第一 医療職給料表○の項中 職職

を

職務

百分の二十

職務の級三級の職員 の級四級の職員 三十) 員にあつては百分の 員にあつては百分の に改める。

附 則

この規則は、 平成 一十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 (特地勤務手当等) の一部を改正する規則をここに公布

する。

平成二十九年三月三十一 日

青森県人事委員会委員長 寺 尾

進

人事委員会規則七 一一一 (特地勤務手当等) の 一部を改正する規則

人事委員会規則七 (特地勤務手当等) の 一部を次のように改正する。

原子力センター 別表第一中

崎四〇〇の一上北郡六ケ所村大字倉内字笹

を

在 設準備室六ケ所村駐 量子科学センター盟

原子力センター 崎四〇〇の一上北郡六ケ所村大字倉内字笹

駐開 舘二の一九○ に改める。

この規則は、 平成二十九年四月一日から施行する。

附 則

する。

人事委員会規則七 一一七 (公害等調査手当) の一部を改正する規則をここに公布

平成二十九年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 寺 尾

進

人事委員会規則七 一一七 (公害等調査手当) の一部を改正する規則

第二条及び第三条第一号中「地域連携部」を「環境管理部」に改める。 人事委員会規則七 一一七 (公害等調査手当) の一部を次のように改正する。

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社 一青森市第二問屋町三丁目 |番七七号 |(印刷所・販売人)

☆ | 定価小口| 枚二付十五円四十四銭| | 毎週月・水・金曜日発行